

国民健康保険の

届け出はお済みですか？

春は学校の卒業や入学、会社の年度末や年度始めと重なり、何かと異動の多い季節です。この異動に伴い、皆さんが加入している健康保険が変わる場合があります。国民健康保険（国保）は、会社の保険などと違い、加入・脱退の手続きは各自で行わなければなりません。

次のような場合は、14日以内に国保年金課への届け出が必要です。

転職や退職をして会社を辞めたとき

会社を辞めて、会社の健康保険などの資格を失った場合は、国保に加入する手続きが必要となります。

- 手続きに必要なもの

健康保険資格喪失証明書・国保の保険証（世帯に国保資格者がすでにいるとき）

※妊婦のかたは、妊婦10割証を交付しますので母子手帳が必要です。

就職や転職で会社に入ったとき

国保に加入しているかたが、就職などで会社の健康保険などに加入することになったら、国保を脱退する手続きが必要です。

- 手続きに必要なもの

会社の健康保険証か健康保険資格取得証明書・国保の保険証

定年退職を迎えたとき

定年などで長年勤めた会社を退職し、次の条件のすべてに当てはまるかたは、退職者医療制度で医療を受けることとなります。この制度は、現役時代に加入していた社会保険などの交付金により医療費が支払われているため、手続きをしないで行くと国保の医療費を圧迫し、皆さんが納める保険税の増加につながることになります。

退職医療制度の条件

会社などを退職して国保に加入したかたで、65歳未満のかたのうち、厚生年金などの老齢（退職）年金を受けており、その加入期間が20年（または40歳以降に10年）以上あるかた、およびその扶養家族

- 手続きに必要なもの

印鑑・年金証書（年金を納めた期間の分かるもの）・国保の保険証

修学のため

他の市町村に住むとき

国民健康保険は、住所地で保険証を発行するのが原則ですが、修学の

ため親元を離れ、学校所在地などに住所を移したときは、特別に学生用の被保険者証を交付しています。

なお、学校所在地などに住民登録を移さない場合は、学生用の遠隔地の被保険者証を交付します。

- 手続きに必要なもの

印鑑・国保の保険証・学校で発行する在学証明書（住所を移した場合のみ新しい年度の在学証明が必要）

※すでに学生用の被保険者証をお持ちのかたは、今年度の在学証明での更新が必要です。

学生用の被保険者証の交付を受けているかたが卒業または学校を退学した場合、本市の国保の資格がなくなるので、国保を脱退する手続きが必要です。手続きをしないで行くと、国保税が課税されたままとなりますのでご注意ください。なお、卒業または学校を退学した後には会社などの健康保険に加入しないかたは、住所地の国保に加入することになります。

- 手続きに必要なもの

国保の保険証・学生用の被保険者証・卒業証書の写し

問い合わせ先

国保年金課国保係

☎ 235111 内線248

→ 14日以内に国保年金課への届け出が必要です

